

(一部抜粋)

一般社団法人帯広市医師会  
看護師養成所3年課程  
整備基本計画(素案)  
〈概要版〉

一般社団法人帯広市医師会

## 第1「設置の趣旨及び必要性」

### 設置の趣旨

- ①昭和18年からの十勝・帯広における看護職員養成の変遷において、帯広市医師会は昭和28年から今日まで准看護師を養成
- ②看護師の役割、地域住民や医療現場における要望の変化を踏まえ、地域の看護師不足を改善するため、准看護師養成所を閉校し、新たに看護師養成所3年課程を設立
- ③地域に求められる看護師を地元で養成し、地元へ輩出

### 設置の必要性①

- 医療・看護をめぐる動向と求められるニーズ
  - 人口減少社会でも高齢者増加(2042年にピーク)
  - 75歳以上人口は引き続き増加
  - 高齢者の入院・外来患者は全世代の54%要介護認定割合の上昇
  - 在宅医療や地域包括ケアなど多様な場で質の高いケア提供できる実践力育成が課題

### 設置の必要性②

- 看護師学校養成所への進学動向(平成31年度)
  - 看護系大学伸長するも、3年課程が最多
  - 入学者の45.6%は3年課程
  - 3年課程入学者学歴の95.2%は高校卒
  - 十勝二次医療圏の学年定員は21.8人  
(人口10万当たり・全道平均の半分以下)
  - 十勝出身者の十勝進学「自給率」43.6%  
(大学進学者を含め100人近くが流失)

## 設置の必要性③

### ■看護職員受給見通し(十勝三次医療圏)

令和7(2025)年需要数4,742.7人

平成30(2018)年就業数4,420.2人

322人不足

(十勝圏、釧路・根室圏及びオホーツク圏で最多)

看護師の地域偏在解消が課題

## 設置の必要性④

### ■地域からの要望

第七期帯広市総合計画

施策6「医療を身近に安心な暮らしをつくる

～医療体制の安定的確保～」

「目指そう目標」人口10万人あたりの市内で

働いている看護師数増加

## 第2「設置計画の概要」

## カリキュラムの種類等

- ①課程名は医療専門課程
- ②学科名は看護学科3年課程
- ③修学年限は3年
- ④入学定員は35人
- ⑤昼夜区分は全日制

## 設置者及び看護師養成所

## 職員及び組織

- ①設置者は一般社団法人帯広市医師会
- ②設置しようとする看護師養成所は  
（仮称）帯広市医師会看護専門学校  
北海道知事が指定する保健師助産師  
看護師法に基づく看護師養成所  
北海道知事が認可する学校教育法に  
基づく専修学校（専門課程）
- ③設置予定は令和5年4月

- ①専任教員は開設当初8人  
（他に看護教員養成講座受講者1人）
- ②開設2年度以降、毎年、専任教員1人を増員  
（前年度に養成講座を受講）
- ③令和8年度に専任教員11人体制とする。
- ④事務職員は2人程度とする。

<令和2年10日ガイドライン改正により専任教員の教務事務等の業務を  
支援する事務職員を、学生数等を勘案して1名以上配置する扱いとなる>

## 入学資格

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (3) 前2号のほか、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

## 学生負担金の考え方①

- 充実した教育環境等の提供を念頭に据えつつも、安定的な学校運営を継続していくこととの両立を図る負担額を検討
- 初期投資・初度調弁及び施設維持に要する施設整備費の徴収を検討
- 北海道内の看護師養成所3年課程の学生納付額を参照しながら、負担額を設定

## 学生負担金の考え方②

- 経済的理由による進学の見切りや中途退学を防止するため、学生及び保護者にとって過度の負担とならないことに配慮した総合的な視点から検討
  - ◆ 北海道看護職員養成修学資金貸付金や医療機関、市町村による奨学金制度のほか、国による授業料等の減免等の修学支援新制度や給付金などの活用が可能な条件を整備
  - ◆ 医療機関による運営協力金制度創設の検討

## 卒業時の取得資格

- (1) 看護師国家試験の受験資格
- (2) 保健師・助産師学校の受験資格
- (3) 看護大学編入の受験資格
- (4) 専門士(医療専門課程)の称号を授与

## 第3「教育計画の概要」

### 教育理念、目的及び目標

- 現在の高等専修学校の理念である「生命の尊厳と人間愛」を引き継ぐとともに、十勝・帯広で生活する皆様を対象として、看護師の役割の広がりに対応して保健・医療・福祉に貢献できる看護者の育成を目指すことを基本に、教育理念、教育目的、教育目標、教育課程及び進捗表等を検討・作成

## 設計基本方針(案)②

## 第4「施設整備計画の概要」

■自然に優しく、災害に強く、効率的な管理と利便性が図られる施設・設備を整備する。

(1) 地域の環境資源を活用したエネルギーの利用促進

センター・ホールによる自然採光やヒートポンプを活用する施設冷暖房

(2) 災害発生時においても業務継続を持続させる施設整備

(3) 学生の動線に効率的に対応するエントランスや教務室、事務室等諸室の配置

## 設計基本方針(案)①

## 施設の概要(案)

■十勝・帯広で活躍する有用な看護師を目指す学びの場として、機能的で効果的な教育環境を十分に確保する。

(1) 講義と実習の場の確保

3教室及び基礎・成人看護等3分野の実習室を2階に配置

(2) 学生や卒業生の自発的な学習意欲を支援する場の確保・提供

グループワーク等に供する研修室やカウンセリング体制整備のための指導室を配置

(3) 学生生活の場として快適な空間・施設の確保

学生ホール(1階)、センターホール(各階)に学生が語らえる場を配置

(4) 変化に対応できる施設整備

新カリキュラムに対応してICT活用技術の向上等を図る情報処理室を配置

■鉄筋コンクリート造2階建て

■延べ床面積1,864.28㎡(医師会事務局を含む)

うち看護師養成所部分1,702.60㎡

■主な施設配置

<1階>教務室(講師控室コーナーを含む)、事務室、情報処理室、図書室、指導室、学生ホール、更衣室等

<2階>教室、基礎・成人看護実習室、母性小児看護実習室、在宅・老年看護実習室、研修室、教材室等

## 新ガイドライン等を踏まえた検討

- 看護基礎教育においてもICTを活用するための基礎的能力を養うことが重要との考え方に基づき、情報処理室やスタジオを設置
- 学生の生活相談、カウンセリング等を行う体制の確保を図るため、指導室や保健室を設置
- 主体的な学習や小集団による学習・討議を支援するため、研修室を設置
- 快適な学生生活の場を提供する学生ホールを設置